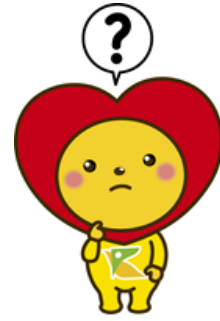


## ◆ 各種共済共通 ◆



**Q: ポストライフから封筒が届きましたが、何の書類ですか？**

A: 満期となる共済の更新のご案内です。

**Q: 申込書の提出は必要ですか？**

A: 現在の加入内容に変更がない場合は、自動更新となりますので申込書のご提出は不要です。

変更がある場合には、申込書到着締切日(10月31日)までにご提出ください。

**Q: 契約の変更をする共済と、変更をしない共済がありますが、全部の申込書が必要ですか？**

A: 変更をされる共済の申込書のみをご提出ください。

**Q: 申込書到着締切日は「10月31日」となっていますが、10月31日にポストに投函して間に合いますか？**

A: お手続きが間に合わない可能性がございます。到着締切日とは、ポストライフ到着日をいいます。

ポスト投函からポストライフ到着までに最大で5日程度かかりますので、お早目にお手続きください。

**Q: 先日、改姓の手続きをしましたが、旧姓のまま更新の案内が届きました。どうなっているのでしょうか？**

A: ご心配をおかけし、誠に申し訳ございません。

皆さまにお届けする「契約更新のご案内」は、2013年7月19日時点の情報に基づき印字しています。

それ以降にお手続きいただいたものや、それ以前のお手続きであっても一部 データ反映に時間を要する場合があるため、旧情報が印字されたものです。

★変更のお手続きがお済みの場合、改めて申込書をご送付いただく必要はありませんのでご安心ください。

★変更のお手続きがお済みでない場合は、お手数をおかけいたしますが、申込書をご送付いただくか  
ポストライフサービスセンターまでご連絡ください。

**TEL:0120-562-105** 受付時間 9:00～17:45 土日祝日除く

**Q: 共済の掛金がまとめて引き落とされると負担が大きいので、分割払いなどはできませんか？**

A: 「火災共済・自然災害共済」「交通災害共済」には月払・半年払がございます。ただし、月払・半年払をご利用いただくには一定の条件がございますので、詳細はポストライフ NEWS No.55 をご確認ください。  
なお、「生命共済」は年払のみのお取り扱いです。

**Q: サービスセンターに電話をしていますが、なかなかつながりません。**

A: 誠に申し訳ございません。受付スタッフを増員するなど、できる限りの対応改善をしておりますが、組合員の皆さまにはご迷惑をおかけいたします。大変お手数ですが、時間をおいておかけ直してください。

**Q: 管理職になりました。現在加入している共済は解約しなければなりませんか？**

A: 引き続きご利用いただけます。

ポストライフは郵政関連企業で働く皆さまの職域生協です。労働組合を脱退されても郵政関連企業に勤務されている間は各種共済をご利用いただけますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

## ★ 火災共済・自然災害共済 ★

**Q: 地震保険料控除の証明書が同封されていません。いつ届きますか？**

A: 掛金控除証明書は 10 月頃お届けいたします。しばらくお待ちください。



**Q: 更新の手続きは毎年必要ですか？**

A: 契約内容(ご契約条件・保障内容・お支払方法)に変更がなければ、自動更新となりますので  
お手続きは不要です。

今すぐお見積り

**Q: 契約できる最高保障額と掛金額を教えてください。**

A: 適正保障額は、ホームページ上のこのボタンから簡単にお見積りいただけます。

ポストライフでは生活再建に必要な額を、建物の所在地(都道府県)・建物の建坪・共済契約者の年齢等の諸条件から適正補償額として算出しています。

火災共済・自然災害共済  
適正保障額・掛金のお見積り

**Q: 一回に払う掛金の負担が大きくて困っています。何かよい解決方法がありますか？**

A: 月払・半年払を活用し、一回の負担額を軽減することができます。

ご利用いただくには一定の条件がございますので、詳細はポストライフ NEWS No.55 をご確認ください。

**Q: 地震に対する保障はありますか？**

A: 自然災害共済で保障します。

火災共済に「自然災害共済」をセットすることで地震等(地震・噴火・津波)による被害に備えることができます。

**Q: 自然災害共済のみの加入はできますか？**

A: 自然災害共済のみのお引受けはしておりません。火災共済とセットでご加入ください。

**Q: 自然災害共済の加入を検討していますが、おススメはありますか？**

A: 「大型タイプ」で火災共済と同口加入をおすすめしています。

**Q: 今の掛金を変えずに自然災害共済にも加入したいのですが、何かよい方法はありませんか？**

A: 現在のご契約内容を見直し、できるだけご要望に沿うプランをご提案いたします。

お手数をおかけいたしますが、ポストライフサービスセンターまでご連絡ください。

※お見積りにあたりましては、建物の所在地の他、構造(木造・鉄筋)や坪数(または㎡)、居住人数等をお伺いいたします。あらかじめご確認の上お電話くださいますようお願いいたします。

適正保障額は、ホームページ上のこのボタンから簡単にお見積りいただけます。

今すぐお見積り

火災共済・自然災害共済  
適正保障額・掛金のお見積り

**Q: マンション住まいで、風呂の水を出しっぱなしにしまい、階下の部屋を水浸しにしまいました。  
相手方への賠償はありますか？**

A: 相手方への賠償はありません。

他人の住宅からの水漏れに対するご自宅の被害は保障します。

**Q: 落雷に対する保障はありますか？**

A: 火災共済で保障します。

火災等による被害として、落雷による被害も保障の対象となります。

(ご契約の共済金額を限度とした再取得価格で保障します。)



**Q: 借家に住んでいますが加入できますか？**

A: 家財のみご加入いただけます。

**Q: 持ち家を貸していますが加入できますか？**

A: 建物のみご加入いただけます。

**Q: 配偶者や親と共同名義の建物も加入できますか？**

A: 同一生計のご親族との共同名義の建物は、「建物所有者＝組合員本人」としてご加入いただけます。

**Q: 同一敷地内に私が所有する家が 2 軒あります。1 軒は私が住み、ポストライフの火災共済に加入しています。更新時から自然災害共済にも加入し、他人に貸しているもう 1 軒も追加で加入希望です。  
申込書はどのように書けばよいですか？**

A: 申込書は 2 通ご提出いただきます。

組合員ご本人さまのご自宅は「建物」と「家財」の両方にお申し込みいただけます。貸している物件は「建物」のみのお引き受けとなります。申込書の書き方については、ポストライフ NEWS No.55 の P4 をご参照ください。お見積りは P8 かホームページ、またはお電話でも承りますのでどうぞご利用ください。

**Q:妻と私と夫婦そろってポストライフの組合員です。現在、妻が火災共済に加入していますが、更新時から私の契約にしたいと考えています。契約者変更について手続方法を教えてください。**

A:この場合、契約者変更ではなく「満期解約」と「新規加入」の2つのお手続きをお願いいたします。

(奥さまのご契約は2013年12月31日で満期解約、2014年1月1日からはご主人さまに新規加入をしていただきます。)  
「解約申込書」と「新規加入申込書」をお送りいたしますので10/31必着でお手続きください。

## ♥ 交通災害共済 ♥

**Q:更新の手続きは毎年必要ですか？**

A:契約内容(ご契約条件・保障内容・お支払方法)に変更がなければ、自動更新となりますのでお手続きは不要です。

**Q:現在、母とは別居していますが生活費は私が仕送りしています。母の契約もこのまま更新できますか？**

A:はい。更新していただけます。

別居になられても同一生計であれば問題ありませんので、引き続きご利用ください。

**Q:結婚して別居となった子を加入させることはできますか？**

A:別生計のお子さまはご加入いただけません。

**Q:夫婦型やファミリー型などの契約タイプはありますか？**

A:ありません。

ご家族一人ずつのご加入となります。



**Q:交通災害共済のおすすめの加入はありますか？**

A:基本制度と保障制度のセット加入をおすすめしています。

保障制度にご加入いただくことで、通院や手術費用が幅広くカバーできます。

**Q:保障制度のみの加入はできますか？**

A:保障制度のみのお引受けはしておりません。基本制度とセットでご加入ください。

**Q:保障制度の加入(増口)を検討していますが、今回の継続時ではなく中途加入(増口)ができますか？**

A:保障制度の中途加入(増口)はできません。

継続時のみ、加入(増口)をお受けいたしますので、お早目にお手続きください。

**Q:一回に払う掛金の負担が大きくて困っています。何かよい解決方法がありますか？**

A:月払・半年払を活用し、一回の負担額を軽減することができます。

ご利用いただくには一定の条件がございますので、詳細はポストライフ NEWS No.55 をご確認ください。

**Q:電車に乗る際、通勤ラッシュで人の波に押され転倒し5日間仕事を休みました。**

**共済金は請求できますか？**

A:ご請求いただけます。

駅校内(改札口の内側)で起きた事故は「交通事故」として保障いたします。

**Q:郵便局の敷地内でバイクの自損事故を起こし、1週間仕事を休みました。**

**共済金は請求できますか？**

A:ご請求いただけます。

郵政関連企業各社の事業所の敷地内の交通事故も保障いたします。

Q:道路を歩いていて、石につまずき転倒しました。

共済金は請求できますか？

A:ご請求いただけません。

交通事故に起因するおケガではありませんので、保障の対象にはなりません。

Q:自転車に乗っていて通行人にぶつかり相手にケガを負わせてしまいました。

相手方への賠償はありますか？

A:相手方への賠償はありません。

ポストライフの交通災害共済は、加入している方ご自身のおケガに対して保障する制度です。

## ● 生命共済 ●

Q:生命共済掛金の控除証明書が同封されていません。いつ届きますか？

A:掛金控除証明書は 10 月頃お届けいたします。しばらくお待ちください。



Q:月払や半年払はありませんか？

A:生命共済は、年払のみです。

申し訳ございませんが、月払や半年払はありませんのでご了承ください。

Q:生命共済と大型生命共済「きずな」は同じものですか？

A:いいえ。別の制度です。

JP 労組の共済整理統合にともなう存続制度は、大型生命共済「きずな」です。

「きずな」についてのお問い合わせは、下記フリーダイヤルにお願いいたします。

「きずな」専用フリーダイヤル: **0120-70-4115** (受付時間 9:00~17:45 土・日・祝日除く)

## ♠ その他 ♠



**Q:控除証明書に関する問い合わせ先はどこですか？**

A: 共済種目をご確認のうえ、下記フリーダイヤルにお願いいたします。

- ▶ 自然災害共済・生命共済・年金共済 → ポストライフサービスセンター:0120-562-105
- ▶ 大型生命共済「きずな」 → 「きずな」専用ダイヤル:0120-70-4115
- ▶ 医療共済 → (株)郵愛:0120-221-220

**Q:10 月になっても控除証明書が届かないことはありますか？**

A: はい。9 月 20 日時点で掛金のご入金が確認できない場合はお届けいたしません。

**Q:本年 12 月に支払う自然災害共済、生命共済の掛金に対する控除証明書はいつ発行されますか？**

A: 来年 発行いたします。